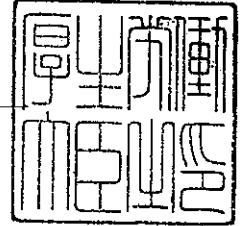


厚生労働省発食安第1012005号  
平成19年10月12日

食品安全委員会  
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項の規定に基づき、平成19年10月12日付け19消安第8688号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものです。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを  
有効成分とする魚卵用消毒剤

